

平成 28 年度各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査

I. 本調査研究の目的

平成 7 (1995) 年 1 月 1 日に、世界貿易機関 (WTO) のルールの 1 つとして発効した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定) に基づき設置されている TRIPS 理事会は、同協定に盛り込まれている課題 (いわゆる「ビルト・イン・アジェンダ」)、同協定の見直し、加盟各国の国内法令整備の進捗状況、途上国への技術協力の具体的内容等の問題を協議するために、年 3 回程度開催されている。TRIPS 理事会で検討されている諸課題については、その議論の帰趨が、国際的な知的財産の保護の枠組み、国内産業の経済活動に大きな影響を与えるものである。また、TRIPS 協定の発効により、各加盟国の知的財産保護の拡充が期待される一方、知的財産の不十分な保護による不正商品及び侵害物品の製造・流通等、制度運用上の問題が依然として存在している。我が国の貿易相手国における適切な知的財産の保護を確保することは、我が国企業等のビジネス環境整備の観点から重要である。TRIPS 協定の発効から 20 年、技術革新、情報化の波は世界の貿易・投資環境を大きく発展させ、国際貿易、国際経済における知的財産の重要性は非常に大きくなっている。TRIPS 協定は知的財産保護ルールのミニマムスタンダードとして機能する一方、我が国含め先進諸国においては、自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) に TRIPS 協定を基礎とした知的財産章を設けることによって複数国間共通の知財ルールを策定し、さらなる知的財産保護の拡充を目指す動きが見られる。このような交渉も貿易相手国の適切な知的財産の保護に資するものであり、我が国企業の進出先における知財環境の整備の観点から重要である。本調査では、我が国企業等が知財活動を行うにあたって、重要又は影響を与えると思われる最近の諸課題を取り上げ、その議論や状況について詳細に調査・検討・把握することにより、TRIPS 理事会、FTA/EPA 交渉の対処方針作成や、我が国企業等の知的財産保護の実効性を確保することを目的とする。

II. 本調査研究の内容

1. TPP 協定知的財産章の概要と各国の知的財産関連制度に関する調査

環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) の知的財産章 (第 18 章) は、WTO 協定の一部である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) を上回る高い水準の保護や知的財産権の行使を定める国際条約として重要な意義を有するものといえる。この点、TPP 協定は未だ発効していないものの、本協定がアジア太平洋地域における 21 世紀型のルールの雛形としての意義・価値を有するものであってそれは今後変ずることはなく、また、本協定で定められている規律が今後の経済連携交渉においてもその基礎となり得ることに疑いがない。

そこで、TPP 協定第 18 章における各規律について、TRIPS 協定や偽造品の取引の防止に

関する協定（ACTA）等既存の知的財産権に関する国際的な規律との比較、ASEAN4 カ国の TPP 協定知的財産章の担保状況について、TPP 協定に設けられている経過措置との関連と共に調査・分析を行った。

2. TPP 協定の規定に関連する国際的知的財産問題に関する調査

TPP 協定知的財産章の交渉中及び合意後に、米の産業界等より提起された意見等については、交渉中の米国産業界等の意見として米国企業連合発表「TPP 協定に関する 15 の要望事項」、ならびに、合意後の米国産業界等の意見や評価として ACTPN の報告書及び、ITC 報告書における利害関係者の見解を検討した。

また、TPP 協定知的財産章以外の章における規定中の、知的財産の権利や義務に関連する規定の概要として、電子商取引章におけるソース・コード関連の規定、投資章、及び紛争解決章についての概要を調査し、知的財産章との関係について検討を行った。

TPP 協定知的財産章の規定についての日本の産業界の意見として、委員からは、各国間の経済連携協定等を通じて知財法制度が改善されることを期待する一方で、真に実効性のある制度として各国の知財法が適切に運用されるよう働きかけを行っていくことの重要性も指摘された。

3. TPP 協定の規定に関連する国際的知的財産問題に関する調査

2016年6月23日の英国国民投票により、英国のEUからの離脱（BREXIT）の動きが進行している。今後、英国の通告により、英国のEUからの離脱手続が進められることになるが、我が国の企業への影響についての調査表調査をした。また、営業秘密保護法制に関する最近の動向として、米国連邦営業秘密保護法の制定と、欧州営業秘密保護制度に関するEU指令の採択と主要国の対応状況を調査・検討した。インドにおける知財制度に関する動向に関して、商工省産業政策推進局（DIPP）が、2016年5月に発表した「国家知的財産権政策」について、知的財産意識の啓発・知的財産権の創出・法的枠組み・知的財産の管理・知的財産の商業化・司法判断の執行・人材開発等の観点から今後の制度設計の方向性につき調査を行った。

農産品に関する地理的表示制度については、日本と同等水準の制度を有する諸外国との間で相互的に保護が行われることを念頭においた改正法（2016年12月施行）について検討を行った。また、知財紛争におけるISDSについて、Philip Morris 事件を題材に検討を行った。さらに、Eli Lilly 対カナダの紛争の経過を調査し、投資協定が外国での知的財産権の保護にとってどのような役割を果たしうるかを検討した。

4. WIPO 及び WTO/TRIPS 理事会その他フォーラムにおける議論の状況等に関する調査

近年、途上国が、WIPO や WTO/TRIPS 理事会、その他のフォーラムにおいて、公衆衛生や地球環境、生物多様性、人権等を根拠として知財保護を弱めようとする議論がされて

いる。このような状況の中で、知財保護の実効性に関する政策的な議論や各国の立場等を注視し、現状把握を行い必要な検討を進めることを目的として、国連「医薬品アクセスに関するハイレベル・パネル」の報告書の検討、2016年2月以降のWIPO 遺伝資源等政府間委員会（IGC）における動向、および世界知的所有権機関（WIPO）における著作権関連の最近の動向を調査した。また、WTO/TRIPS 理事会における議論の動向及びTRIPS 協定に関連する紛争案件、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）についての調査を行った。

III. まとめ

TPP 協定知的財産章の概要と各国の知的財産関連制度の動向、TPP 協定の規定に関連する国際的知的財産問題、知的財産保護を巡る新しい風潮、WIPO 及び WTO/TRIPS 理事会その他フォーラムにおける議論の状況等に関して、実務家・学識経験者等から成る研究会において検討を行った。

経済のグローバル化や情報社会の進展は著しく、知的財産権の国際的な保護の重要性はますます大きくなっている。昨今、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約や二国間経済連携協定のみならず、各国の法制度の動向、新たな国際的紛争解決手続の枠組み及び適切な知財法制度の執行を含めて、絶えず情報を収集し、検討を続けていく必要がある。今後も、知的財産制度の国際的側面について、継続的に調査を続けることが期待された。